

ID: 1284

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	資格確認書の再交付
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条第1項
法令番号	昭和33年厚生省令第53号
【基準】 省令第7条の規定による。 (資格確認書の再交付及び返還) 第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請することができる。 一 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名及び生年月日 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由 二 世帯主の氏名及び生年月日又は住所(以下この条において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの イ 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号)第一条第一号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち二以上の書類 2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。 3 市町村は、第一項の規定による申請があつたときは、資格確認書を世帯主に再交付しなければならない。 4 世帯主は、資格確認書の再交付を受けた後、失つた資格確認書を発見したときは、直ちに、発見した資格確認書を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日
-----------	-----------------	---------	----------------